

令和 8 年度「文化施設によるインバウンド振興支援事業」 質疑応答

質問	回答
<p>通常、改修等は、事前に競争入札などを実施するものと思われます。着手時期が採択前でもよいのでしょうか。</p>	<p>事業や工程の全てを当該事業の補助対象とする場合、入札等によって選定された事業者との契約や事業着手は、交付決定日以降とする必要があります。</p> <p>一方、事業や工程の一部のみを補助対象にしようとする場合は、自己負担が前提となりますので、あらかじめの入札等によって事業者を選定し、事業自体に着手いただくことは可能です。ただし、補助対象にしようとする工程や作業の工期及び経費上の区分を明確にし、その着手は、交付決定日以降となるようにしてください。</p>
<p>補助事業期間というのは、交付決定日以降という認識でよろしいでしょうか。そうすると、補助事業期間は 8 月以降ということになります。</p>	<p>ご認識のとおり、補助事業期間は交付決定日以降ということになります。交付決定は7月末から8月頃を予定しております。なるべく早く手続きを行いたいと考えておりますが、遅れることもありますので、ご承知おきください。</p>
<p>多言語化するのには英語だけでも大丈夫でしょうか。 また、ネイティブが制作に当たるとなっていますが、もう少し具体的に教えてください。</p>	<p>英語だけでも対象となります。</p> <p>ネイティブが多言語解説等の制作にあたるという点についてのご質問ですが、たとえば、観光庁の WEB サイトの「地域観光資源の多言語解説整備促進事業」のページに、「How To 多言</p>

	<p>語解説文整備」という資料の掲載がありますので、こうした資料をご覧いただきながら、事業の進め方をご検討いただければと思います。</p> <p>多言語化につきましては、言語数をももちろん制限するものではないのですが、その地域ごとによってどこの国から多くいらしているか、その地域内にある空港がどこの国外都市とチャーター便があるか等、そういったことを勘案してどういった言語が優先されるべきかを、お考えいただくのが望ましいかと思います。</p> <p>例えば、実際、地域にどの国から外国人観光客が訪問しているかなど、実情を勘案して、効果の出やすい多言語化の取組を検討いただくとか、今後、新たに外国の都市と協定を結ぶ計画があるため、協定を結ぶ国からの外国人観光客の増加が見込まれるといった実情を踏まえて、申請書を作成いただければと思います。</p>
<p>本日の説明会のアーカイブ動画は後日 HP へアップされますでしょうか。</p>	<p>掲載を予定しております。</p>
<p>申請書別紙 2-2 の計画書 2 に、具体的な数値を書き込む欄があります。現状値が極少の場合、対象となりにくいでしょうか。</p>	<p>現状値については要件ではありません。よって、現状、外国人観光客の数が非常に少ないという状況があっても、対象外とはありません。</p> <p>ただし、現状、外国人観光客の訪問がほとんどない文化施設が、当事業の実施により、外国人観光客を呼べる施設になれるかどうかについては、審査で判断されますので、申請書の中でご説明いただく必要があります。</p>

【機密性○（取扱制限）】

<p>来場者はインバウンドのみならず、在日者もという理解ででしょうか。</p>	<p>当事業では、外国人観光客数の目標を立てていただき、全体計画書に記載いただく必要があります。</p> <p>日本に住んでいる外国人と外国人観光客をどうやって見分けるかについては難しいところもあるかと思いますが、外国人観光客の数を計測する方法について工夫いただくなど、実情に応じてご検討いただければと思います。</p>
<p>多言語化する場合、国指定・登録文化財の解説文は補助対象外となっていますが、分かりやすく教えてください。</p>	<p>国指定登録文化財の多言語化の施策を別の部署で実施しており、重複をしないようにということで、このような規定を設けております。</p>
<p>募集案内の「4 補助対象事業（2）文化施設内の便益施設の外国人観光客向け整備事業」ですが、文化施設内における便益施設の整備に必要な経費として、和式トイレの洋式化改修及びウォシュレットの設置工事を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>募集案内 p2 に記載のとおり、「文化施設における展示・公演・活動等の体験を起点として、外国人観光客を含む来館者の滞在時間の延長や消費行動の創出」につながるものであれば、p4 IIの1の(2)の補助対象事業の内容の(例)として「衛生設備」と記載のありますとおり、「和式トイレの洋式化改修及びウォシュレットの設置工事」は対象となります。ただし、来訪者が利用しないもの及び施設の老朽化対策にとどまるものは補助対象外となります。</p> <p>なお、当事業は旅客税を財源とする事業ですので、p2 の「5.補助事業の条件」に記載のとおり、外国人観光客数等の指標及び目標値を設定する必要があります。</p>

【機密性○（取扱制限）】

<p>本事業対象となる文化的価値を有する文化施設に「寺院」は含まれますでしょうか。</p>	<p>「寺院」であることをもって対象外となることはありませんが、「文化的価値を有する文化施設」であるか否かは審査において総合的に判断されます。</p>
<p>管理者が宗教法人である場合でも本事業の申請は可能でしょうか。</p>	<p>管理者について「宗教法人」であることをもって対象外となることはありません。ただし、補助事業者として募集案内 p1 のとおり、補助対象事業を実施するために必要な運営上の基盤を有することを求めますので、必要な要件を満たしている必要があります。あわせて、応募様式「誓約書・同意書」の1に記載の項目に該当しない団体である必要があります。</p>
<p>補助事業対象者は文化施設の設置者又は管理者とありますが、寺院設置者と管理者が異なっている状況である場合に、確認書類として何が必要となるでしょうか(管理委託契約書等)。また、申請時にそれらが「手続き中(申請中)」の場合の申請受付は可能でしょうか。</p>	<p>まず、寺院の管理者であることが確認できる資料が必要です。「手続き中」ということは申請日時時点で管理者ではないと判断されますので、管理者として申請することはできません。あわせて、管理者であっても、所有者が事業の実施について同意していない場合は申請できません。</p>
<p>当館では、文化庁から「令和8年度文化資源活用事業費補助金(国立文化施設インバウンド拠点化事業)」の交付を受けることが決定しています。 この場合、本補助金における「国の他の補助金と重複して補助を受けることができない」という条件に抵触するかどうかについて、ご教示いただけますでしょうか。 本件については、「京都国立近代美術館」として申請を検討しております。一方、前述の「文化資源活用事業費補助金」については、「独立行政法人国立美術館」として交付を受けます。</p>	<p>本補助事業において、補助を受けようとする事業が、既に、交付を受けることが決定している他の補助事業と同一事業であれば、重複して補助を受けることはできません。 また、別事業であっても、既に、交付を受けることが決定している他の補助事業と、明確に経費を分けることができないものについては、重複して補助を受けることはできません。</p>

【機密性○（取扱制限）】

<p>当館は法人を構成する1館であるため、法人として他の補助金と重複するものと解釈されるのか、あるいは、京都国立近代美術館単館として申請するため重複には当たらないと解釈されるのでしょうか。</p>	
<p>法人ではなく事業実績のない個人でも補助金の申請は可能でしょうか。</p>	<p>p1「3. 補助事業者」③に記載のとおり、文化的価値を適切に保持・活用する体制や立地等の要件を満たす施設であることをまずご確認ください。</p> <p>補助事業者には、同じ項目の※に記載のとおり、補助対象事業を実施するために必要な運営上の基盤を有することを求めます。お示ししている4つの要件を満たす必要がありますのでご確認ください。また、p13 審査の視点に記載のとおり、申請者に対しては、補助事業を適切に執行いただくために必要な組織体制がととのっているか、公益性の観点も含めて審査されます。</p>
<p>直接インバウンドのビジネス事業をしなくとも、建物所有者として本補助金への申請は可能でしょうか。</p>	<p>申請者が事業を実施します。P2「4. 補助対象となる事業」(3)に記載の事業を実施するにあたり、補助事業者は、外国人観光客数等の指標及び目標値を設定して、事業を進めていただく必要があります。</p> <p>P13 審査の視点に記載のとおり、P2「4. 補助対象となる事業」(3)の事業については、地域の観光振興や周遊促進に資する内容であるかを審査されます。</p>
<p>「3 補助事業者」の②「博物館」の枠につきまして、当館は現在登録博物館・相当施設への移行検討中で、現状、②の要件を満たしていません。</p>	<p>②の要件は満たしませんので、博物館としては申請いただけません。</p> <p>③の要件については、直ちに対象外とは言えませんが、</p>

【機密性○（取扱制限）】

しかし、広く③に相当するのではないかという考えと、②を満たしていないため、本件は応募不可ではないかという2つの意見が館内で出たところです。

- ・文化的価値を有する施設である。
- ・外国人観光客にとっての魅力を備えている。
- ・外国人観光客の受入に関し一定の体制を整えている地域又は外国人観光客の誘致等観光振興に意欲を有する地域に立地している。

以上の内容について具体的にお示しいただく必要があります。あわせて、「5補助事業の条件」に記載のとおり、外国人観光客等の指標及び目標値を設定し、達成を目指していただく必要があります。